

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N569
2018・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第8回

- 「金は出さないが口は出す」、「教育」に関わる自民党の改憲案…………… 飯島滋明
米朝首脳会談に寄せて…………… 大久保賢一
大川小津波被災国賠事件控訴審判決—組織として事前防災の不備を認める…………… 吉岡和弘
さいたま市「九条俳句」掲載拒否事件の東京高裁判決…………… 小内克浩
「袴田事件」—再審決定覆す不当決定…………… 戸籍圭之
新事務局長就任のご挨拶…………… 田村優介
新副議長就任にあたって…………… 西念京祐
会計監査委員退任にあたって…………… 樋渡俊一

ロースクールの実情と法曹養成

- ロースクール世代として…………… 関口速人
□『日本国憲法の改正手続に関する法律』の一部を改正する法律案の国会提出に反対する
法律家団体の緊急声明 (改憲問題対策法律家6団体連絡会)



高地パプアニューギニアの子ども

E-mail bengaku@seihokyo.jp

「金は出さないが口は出す」、 「教育」に関わる自民党の改憲案

名古屋学院大学教授 飯島 滋明

一 「教育を受ける権利」

(憲法二六条) について

(1) 「教育を受ける権利」の内容

憲法二六条一項では、「教育を受ける権利」が保障されている。「教育を受ける権利」の内容については、実質的な「教育の機会均等」のため、経済的事情から教育を受けられない者に国が何らかの経済的援助を与えるべきという「経済的権利説」、主権者にふさわしい国民を育成することが「教育を受ける権利」の内容という「公民権説」、人間には自己の人格を形成・発展させる権利があること、そのための学校制度や教育の場の提供を求めると、そのための「学習権説」、以上三つの見解が唱えられてきた。

明治憲法下では、「鴻毛よりも軽し」(軍人勅諭)とされたように、「命」すら「鳥の羽」より軽く扱われた。明治憲法では個人は「臣民」にすぎず、個人が幸せを求めることは許されなかった。こうした明治憲法のあり方を否定した日本国憲法では、「個人の尊厳」(二三条、二四条)、個人が自分の幸福を求める「幸福追求権」が保障されている(二三条)。そして佐藤幸治先生が「人間の自由や幸福は、豊かな知識と教養を前提にしてはじめて有意義に実現されるものであるから、『幸福追求権』の保障は、人がその選ぶところに従って適

切な教育を受けることができるという権利を当然

措置している」(佐藤幸治『現代法律学講座五 憲法』青林書院、一九九六年、六二六頁)と指摘するように、「幸福追求権」の実現には「教育」が必要である。「教育を受ける権利」は「幸福追求権」の実現には必要であることを認識すれば、個人が人格形成・成長する権利を「教育を受ける権利」の内容とする「学習権」説が最も適切とされよう。ただ、教育制度が整備されなければ「教育を受ける権利」は画餅となる。また、「国民主権」の実現のためには、主権者にふさわしい存在になるための教育も必要である。三つの見解は排斥し合うわけではない。

(2) 「教育を受ける権利」の法的性質

次に「教育を受ける権利」の法的性質を紹介する。

まず第一に、「教育を受ける権利」は「自由権」(公権力の介入を排除する権利)的性質をもつ。敗戦までの日本では、「教育」は「富国強兵政策」「戦争」を実現するための手段であった。戦争を遂行するためには、多くの「臣民」が「戦争」に積極的に協力する必要がある。国民を戦争に協力させるために利用されたのが「家」制度と並んで「教育」であった。「国のために死ぬのは尊い」という思想を植え付けるために「家」や「教育」が利用された。教育は個人の成長・人格形成のためではなく、公権力によるマインドコントロールの手段で

あった。こうした教育のあり方を否定し、個人の人格形成・成長のために教育が行われるべきというのが「教育を受ける権利」の内容である以上、公権力による思想注入のような、公権力による教育内容への介入は否定される。最高裁判所も旭川学テ事件判決で、「自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなこと」は、憲法二六条、一三条の規定から許されないと判示している。

次に、「教育を受ける権利」は「社会権」（公権力の作為を要求する権利）的性質を持つ。能力があるのに経済的事情で進学できない子どもが出るような状況が生じないため、公権力に学校制度の整備や学習の機会を設けることを要求できる権利である。この社会権的性質に関しては、「プログラム規定」（努力目標）ではなく、「抽象的権利」と解される。

二 「教育の充実」に関する「たたき台素案」 （二〇一八年三月末）とその問題点

「国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、^①国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経

済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、^②教育環境の整備に努めなければならない」（傍線部①②はのちの議論のために飯島が挿入）。

二〇一八年三月末、自民党は「教育の充実」を改憲項目の一つとして掲げ、上記の「たたき台素案」の方向性を確認した。「たたき台素案」には以下の問題がある。

まず、傍線部①のように、「国の未来を切り拓く」ためにも教育が重要とされている。教育が個人の成長・人格形成でなく、権力者の政策目的のために利用される可能性がある。

次に傍線部②には、二つの重大な問題がある。「教育環境の整備に努めなければならない」とされていることで、「教育を受ける権利」が「法的権利」ではなく「プログラム規定」、政府が努力すれば実現できなくても許されると解釈される可能性が生じる。さらに傍線部②を根拠に、「教育内容」への公権力の介入を正当化する可能性が生じる。すでに安倍自公政権は教育内容に介入し、例えば「集団的自衛権は合憲」との政府見解が教科書に書かれるようになった。「たたき台素案」は、教育内容への政府介入を正当化する危険性をもつ。

安倍自公政権は「戦争できる国づくり」の一環として「教育」を重視しているが、たたき台素案のような改憲は、「国のために尽くすのは尊い」といっ

た「愛国心教育」を行うための根拠規定とされる。

三 おわりに

自民党は「教育の無償化」や「教育の充実」のために改憲が必要と主張するが、「教育を受ける権利」の社会権的性質からは「教育の無償化」や「教育の充実」は、憲法上の要請である。改憲は必要ない。むしろ自民党が目指す改憲が実現すれば、「教育環境」は悪化する。子どものために教育が行われるのではなく、公権力によるマインドコントロールの手段として「教育」が活用される状況を生み出す可能性がある。

二〇一七年一〇月の選挙の際、自民党は「教育の無償化」を公約にしていたが、まさに「看板に偽りあり」で、実際には、教育に「金は出さないが口を出す」ことを正当化する改憲となる。

飯島教授は、ブックレット「自民党改憲案の問題点と危険性」の執筆を担当されているほか、本年五月一五日に開催された院内集会でも、緊急事態条項の危険性について報告されています。

米朝首脳会談に寄せて

埼玉 大久保賢一

(日本反核法律家協会事務局長)

六月二日、シンガポールで、ドナルド・トランプ米国大統領と金正恩朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)国務委員長は会談を行い、共同声明に署名した。

■ 共同声明の内容

共同声明によると、トランプ氏と金氏は、新たな米朝関係の構築と朝鮮半島の平和体制の建設について意見交換を行い、トランプ氏は北朝鮮に安全の保証を与え、金氏は朝鮮半島の完全な非核化を再確認している。二人は、新たな米朝関係の構築が朝鮮半島、ひいては世界の平和と繁栄につながると確信し、相互の信頼醸成が朝鮮半島の非核化を推進するとの認識を示している。

その上で、①双方の国民の平和と繁栄を希求する意思に基づき、新しい米朝関係を構築する。②

朝鮮半島の永続的かつ安定的な平和体制の構築に共同で努力する。③「板門店宣言」を再確認し、北朝鮮は朝鮮半島の完全な非核化に向け努力する。④既に身元が確認された人を含め、戦争捕虜や行方不明兵の遺骨回収に努める、と宣言している。二人は、米朝首脳会談は画期的な出来事であり、両国の何十年にも及ぶ緊張と対立を克服し、新しい未来を拓くためのものであり、共同声明の条項を完全かつ迅速に実行に移すことを約束したのである。

■ 私は高く評価する

私は、この共同宣言を高く評価する。「ちびのロケットマン」、「老いぼれ」と罵りあい、核兵器の応酬までちらつかせていた二人が、話し合いのテーブルにつき「新たな米朝関係の構築」と「朝鮮半

島の完全な非核化」を「完全かつ迅速に実行に移すことを約束」したのである。その具体化のために、工夫と時間が必要なことは避けられないとしても、共同声明に盛り込まれた目標については何人も異論を挟めないであろう。新たな米朝関係の構築は、最後の冷戦状態を解消し、世界の平和と繁栄につながるからである。そして、朝鮮半島の非核化は、北東アジアの非核地帯化や「核兵器のない世界」の一步となりうるからである。

■ 朝鮮戦争再燃の回避

私は、最も避けなければならない事態は、朝鮮戦争の再燃であると考えていた。朝鮮の人々が殺戮と破壊の坩堝に投げ込まれることや、北朝鮮による日本への攻撃、日本国内における在日朝鮮人に対するジェノサイドなどを恐れていたからである。

「完全に検証可能で不可逆的な核廃絶」、拉致被害者の帰国、中短距離ミサイルの廃絶なども解決しなければならぬテーマではあるけれど、最優先は朝鮮戦争の再燃阻止と完全終結であると考えていたのである。トランプ氏や金氏のキャラクターや、具体性がないことなどを理由として、この共同声明の意義を過小評価しようとする意見も散見されるけれど、朝鮮半島における武力衝突の危険を遠ざけたという意義は、何にもまして評価されるべきであろう。

■ 「合意は拘束する」

そもそも、米国と北朝鮮を代表する二人が共同声明に署名したということは、両国の意思が合致したことを意味している。トランプ氏と金氏が、私的な取引をしたということではなく、国家間の政治的合意の成立を意味しているのである。そして、「合意は拘束する」という格言は、国際法の分野でも通用する原理原則である。共同声明は、政治的宣言にとどまらず、米朝両国を拘束する国際法上の意味を持つのである。

トランプ氏は「北朝鮮の安全の保証」を、金氏は「朝鮮半島の非核化」を約束した。それぞれ、相手方に対してカードを付与し合ったのである。このことは、「両国の何十年にも及ぶ緊張と対立を克服し、新しい未来を拓く」ための大きな礎と

なるであろう。この合意に冷水を浴びせなければならぬ理由はない。

■ トランプ氏の約束

トランプ氏は、北朝鮮の安全を保証するとしている。一見、重大な譲歩をしているようではあるが、極めて当たり前のことを約束しているだけである。元々、米国に北朝鮮を攻撃できる根拠など存在しない。国連に加盟するすべての国の主権は平等であるし（国連憲章二条一項）、すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際的平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない（同二条三項）とされているからである。そして、北朝鮮が米国に武力攻撃を仕掛けたという事実もない。米国は、自分が気に入らない国家に対して、武力攻撃を仕掛け、政権を転覆してきた。そのような行為はもともと許されていないのである。禁止されていることをしなないと約束するのは当たり前のことであって、大きな譲歩をしたというものではないのである。私は、トランプ氏の今回の言明を過小評価するつもりはないけれど、その内実についても着目しておきたいと思う。

■ 金氏の約束

金氏は、朝鮮半島の完全な非核化を約束し

た。北朝鮮の言うことなど信用できないという言葉もあるけれど、金氏も「合意は拘束する」という格言から免れることはできない。元々、北朝鮮が核兵器を開発してきた理由は、核兵器を持つていないと米国によって政権転覆されてしまうという恐怖からである。その米国が「安全の保証」をしてくれるのであれば、核兵器保有の動機は霧消することになる。北朝鮮の核保有の動機を解消することができるのは、米国だけなのである。他方、米国も、北朝鮮の大陸間弾道ミサイルによる反撃を恐れなくて済むようになった。金氏とトランプ氏は大きな取引をしたのである。そして、私たちが、米朝間の核戦争の悲劇から解放されるという成果を得ているのである。

■ どのように非核化するか

現在、核不拡散条約（NPT）が存在している。米国は加盟国である。北朝鮮も加盟していたが、現在は脱退している。また、核兵器禁止条約（TPNW）も採択されている。「核兵器のない世界」に向けての法的枠組みは存在しているのである。北朝鮮が核不拡散条約に復帰する条件を整えれば、北朝鮮の核についての問題は解決するのである。核兵器廃絶の具体的手法は、核兵器禁止条約四条に規定されている。この条約の発効を急がなければならない。

ただし、それだけでは他の核兵器国の核兵器は残ったままである。世界には一万四四五〇発の核弾頭があり、うち北朝鮮は一〇発から二〇発と推定されている(長崎大学核兵器廃絶センター)。「核兵器のない世界」の実現のためには、北朝鮮の

核だけを問題にすれば事足りるということでは無いのである。そのためには、「俺は持つおまえは捨てる核兵器」という不公平の上ない論理と、核兵器に依存しての国家安全保障政策(核抑止論)を乗り越えなければならない。ヒロシマ・ナガサ

キ・ビキニの被害体験を持つ日本はその運動の先頭に立つ責務があるといえよう。

(二〇一八年六月二五日記)

大川小津波被災国賠事件 控訴審判決

— 組織として事前防災の不備を認める

宮城県 吉岡 和弘

1 大川小学校(宮城県石巻市釜谷所在。児童数一〇八名、教職員二三名。鉄筋コンクリート造二階建(一九八五年築)の校舎と校庭、プール等からなる)は、太平洋側・追波湾から三・七km内陸にあり、北上川から一四五m離れた海拔一・二mの地点に位置し、校庭から約一〇〇m背後には裏山があり、児童らは同裏山に徒歩で約二分(走れば五九秒)で避難し得る位置関係にあった。二〇一二年三月二日、東日本大震災の際、同校の教師らは児童ら全員を校庭に第二次避難をさ

せたが、その後、児童らは校庭に約四五分間留め置かれた後、津波到来の七分前に教師は児童らを校庭から新北上川大橋の方向に移動させた直後、児童らは津波に呑み込まれ、一一名の教員中一〇名と七〇名の児童が死亡、四名の児童が行方不明になった(当日、校長は午後から休暇届けを出して不在、教師は教務主任のみが助かった)。

震災から一年余が経過したある日、私と相代理人の齋藤雅弘弁護士(東弁・三四

2

期)は、遺族宅を訪問した。その際、小学校六年生の孫を喪った祖母が私たちにお茶を出しながら「学校の先生がいなきゃ、孫は死ななかつたのしや」と呟いた。まさに本件の本質を抉る呟きだった。私たちは、震災四年目となる日の前日である二〇一四年三月一〇日、大川小の学校設置者の石巻市(国賠法一条一項)と宮城県(同法三条)を被告にして児童二人一億円の損害賠償請求訴訟を提起した。訴状の冒頭、私たちは以下のとおり、この祖母の言葉を引用した。

児童は津波により死に至ったのではない。学校にいたから死ななければならなかった。もし、先生がいなかったら、児童は死ぬことはなかった。

本件は、明かな人災である。

3

被告石巻市、同宮城県は、「津波が大川小に来ることは予見できなかった」と主張し、遺族の原告らは、「危機管理マニュアルに高台の避難先が明記されていない不備があった」など、三五六頁にのぼる最終準備書面を作成して争った。仙台地裁は、二〇一六年一〇月二六日、津波到来の予見時期について「河北総合支所の広報車が大川小の正門前を拡声器で津波避難を呼びかけた」との職員の証言等を根拠に、「教師らは遅くとも二五時三〇分（津波到来の七分前）までに大川小学校に津波が来ることを予見し得た」と認定し、被告らに対し、連帯して児童一人当たり六〇〇〇～六五〇〇万円の損害賠償金（総額一四億二六〇〇万円余）を支払うよう命じる判決を言い渡した（双方控訴）。

4

仙台高裁は、二〇一八年四月二六日、以下のとおり、校長、教頭及び教務主任、及び教育委員会には（震災一年前の平時である）二〇一〇年四月末日時点で児童らの安全を確保する義

務を懈怠した過失があるとし、石巻市と宮城県に対し、連帯して総額一四億三六一七万円余の賠償を認める判決を言い渡した。その理由は以下のとおり。

① 学校保健安全法二六ないし二九条は、児童の安全確保義務の根拠法条である。

② 校長らの安全確保義務を履行するための知識・経験は、地域住民よりも遙かに高いレベルのものでなければならず、学校は市教委や他の学校相互間で学校防災に関する情報を交換する立場にあった。

③ 予見について、市と県は二〇〇〇年に一度の大震災による津波の発生と大川小に津波が到達することは予見出来ない」と主張し、一審判決は「津波到来の七分前までに大川小に津波が来ることを予見し得た」と認定したのに対し、高裁判決は「平時（事前）において二〇〇四年に想定した地盤による津波が来襲する危険の予見」があったと判示した。

④ 津波浸水域予測（ハザードマップ）は相当誤差があることを前提に、校長らは独自の立場からその信頼性等について検討することが要請されるなどの知見から、校長らは大川小に津波被害の危険があることを予見出来た。ハザードマップ上、大川小が避難場所と指定されていたが、それは誤

りであり、同誤った判断を自らの免責の理由に使うことは許されない。

⑤ 二〇一〇年四月三〇日段階で大川小が津波被災する危険を予見出来たのだから、校長らは、第三次避難場所、避難経路、避難方法を予め定め、危機管理マニュアルを改訂する義務を負い、市教委は同マニュアルを是正指示・指導すべき義務を負っていた。校長らは、校長会・教頭会・中堅教員研修会での説明等で安全確保義務を履行する機会は十分にあった。

⑥ 慰謝料の増額事由として、私たちは「制裁的要素を反映した満足感情の実現」となる慰謝料を認めるべきと主張したが、高裁判決は同法理はとらず遺族固有の慰謝料として一〇〇万円を認定した一審判決を覆し五〇〇万円に増額した。

5

本件一審判決は、現場に居た教師の過失を認定したのに対し、高裁判決は、詳細・緻密な事実認定の下、教育委員会や校長らに「平時」からの「安全確保義務」の懈怠があるとして、いわゆる「組織的過失」を認めた。また、予見の対象につき、高裁判決は「現実的に津波が到来すること」の予見ではなく、「津波が来襲する危険」についての予見と判示した点、特筆すべき判断である。市と県は上告・受理申立をした。しかし、これまでの津波関連の上告事案は、いずれも上告却

下、上告不受理決定となっており、本件についても最高裁が上告を果たして受理するのか疑問である。

6

本高裁判決は、今後、自然災害はもとより、「計画・指示部局」と「現場部局」との乖離に起因して生じる事故や災害等に引用されて

いくだろう。「せめて子どもが社会に存在した証となる判決がほしい」と祈念して闘った遺族らは、高裁判決の直後、「勝訴」「組織的過失を認める」「子どもたちの声が裁判所（社会）に届いた」と書かれた垂れ幕を高々と掲げ、天を仰いで「お父さん、お母さんは頑張ったよ」と子どもたちに語りかけた。子どもたちの声が本判決を通して社会に

届き続けることにより、子どもたちは今後も生き続けて新たな同種事案を未然に防止する役割を果たすことになる。本判決は、子どもたちがこの世に生きた証となる判決であり、まさに学校防災の礎になる判決である。

さいたま市「九条俳句」掲載拒否事件の 東京高裁判決

埼玉 小内 克浩

一 公民館だよりへの俳句の不掲載

二〇一八年五月一八日、東京高等裁判所は、「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件」についての判決（以下、「本件判決」という）を言い渡した。

この事件は、「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ（以下、「九条俳句」という俳句が、さいたま市の三橋公民館が毎月発行する「公民館だより」に掲載

拒否されたものである。原告が所属する俳句会は、公民館だよりに俳句会が提出した俳句をそのまま掲載するという公民館側との合意に基づき、公民館に毎月俳句を二句提出し、これが三年八か月間そのまま公民館だよりに掲載されていた。ところが、公民館の職員は、俳句会が今回の公民館だよりに掲載する俳句として九条俳句を提出すると、その内容に着目して公民館だよりへの

掲載を拒否した。

二 本件判決の内容及び評価

本件判決は、市民サークルが選定した俳句の内容に着目して不掲載とした公民館の措置は、俳句の作者の思想・信条を理由としてこれまでの取り扱いと異なる不公正な取り扱いをしたものであり、作者の人格的利益を違法に侵害したものであ

るとして損害賠償を認めた。この判断はきわめて正当なものである。

第一に、本件判決は、公民館の社会教育施設としての目的を論じた上で、「普通地方公共団体は、住民が公民館を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と指摘し、公民館の職員は、公民館が公民館の目的・役割を果たせるように、「住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の実現につき、これを公正に取り扱うべき職務上の義務を負うもの」と判断した。これは、船橋図書館最高裁判決が図書館において判示した規範を住民の公民館利用の場面にまで広げたものであり、普通地方公共団体の公的な場における市民活動への不公正な介入が、広く違法と評価されることを明らかにしたものである。かかる判示は、市民の自由な学習活動の保障及び民主主義の観点から、極めて重要な意義がある。

第二に、本件判決は、公民館職員は、「公民館の職員が、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取扱いをしたときは、その学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべきものであることからすると、当該住民の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法と

なるというべきである」と判示した。かかる判示により、今後の公民館運営において公民館職員が依るべき判断基準が明らかにされた。これは、住民の公民館における自由な社会教育活動を保障する上で、大きな社会的意義を有するものと言える。

第三に、近時、全国の公民館・美術館などで、政府を批判する内容の表現が含まれる学習・集会活動に対して、行政が「中立性・公平性・公正性」などを理由に、違法・不当な介入をする事件が頻発している（姫路駅前広場事件、あきる野市中央公民館市民サークル会報配架事件、松原民商まつり事件、新座市「慰安婦」パネル展事件）。本件判決は、さいたま市が掲載拒否理由として主張した「行政の中立性・公平性・公正性」を明確に排斥し、「ある事柄に関して意見の対立があることを理由に、公民館がその事柄に関する意見を含む住民の学習成果をすべて本件たよりの掲載から排除することは、そのような意見を含まない他の住民の学習成果の発表行為と比較して不公正な取扱いとして許されない」と判断した。

したがって、地方公共団体が運営する公共の場で、ある事柄について意見の対立があるというこののみをもって、市民の表現行為や学習活動を制限できないことが明確になった。本件判決は、「中立性・公平性・公正性」を理由とした規制に対する歯止めとなることが期待される。

他方、本件判決が本件俳句の掲載請求を認めなかった点は、三年八か月にわたって秀句の掲載が継続されてきた事実や、公民館や公民館たよりの社会教育施設としての役割を軽視し、その評価を誤るものであり、表現の自由の侵害を直截に認めなかった点と併せて不当である。

三 司法闘争は最高裁へ

清水勇人さいたま市長は、本件判決後の定例記者会見で、本件高裁判決に不服があるとして最高裁判所に上告したことを発表した。清水市長は、九条俳句の不掲載は、「二〇〇点満点の対応ではなかったかもしれないが、違法性ではない」と主張し、「最高裁判所にきっぱりと判断していただく」と公言した。この記者会見の動画は、さいたま市のホームページで広く一般に公開されている。

東京高裁が九条俳句の掲載拒否を違法とした理由づけは明快であり、その判断が最高裁で見直される余地はない。清水市長が公言したとおり、九条俳句の掲載拒否が違法であると最高裁に「きっぱりと」断罪していただくしかない。さいたま市が上告を決めたことを受けて、原告は、本件判決が認めなかった表現の自由及び学習権の直接の侵害、掲載請求などの点を主張して上告した。

に反する」として直ちに釈放しよう命じた。

しかしながら、今回の東京高裁決定は、この画期的決定を取り消した。

東京高裁での即時抗告審においては、原決定が判断の根拠の一つとしたDNA鑑定（筑波大学本田克也教授による鑑定）の評価を巡って争われていたが、今回の決定では、同鑑定の証拠価値を否定し、さらには、原決定が主要な新証拠とした五点の衣類の色に関する味噌漬け実験報告書についても写真の色に関しては主観の評価によって影響を受けることなどを理由に証拠価値を否定し、その他の争点についても可能性論等を駆使して否定し、結果、原決定の再審開始の判断を不合理であると断じた。

しかし、今回の高裁決定は、不当決定である。

まず、再審制度は無辜の救済のための制度であり、再審開始の判断においても「疑わしいときは被告人の利益に」鉄則が適用されるとした最高裁の白鳥、財田川決定の判示に照らせば、原決定の静岡地裁において三名の裁判官が具体的な根拠を提示して確定判決の事実認定には「合理的疑い」が生じると判断した結果が尊重されなければならぬ（この意味で再審開始決定に対する上訴を許容している現行刑訴法は憲法三九条等に違反し違憲である）。そうであれば、即時抗告審において、再審開始決定を取り消すこと自体、端的に誤った

判断であると断定することができる。

具体的な決定内容をみても、原決定が、確定判決等の事実認定を旧証拠もふまえて丁寧な検討し、そもそもその確定判決の有罪認定を支える証拠が脆弱であったことを確認した上で、新証拠である味噌漬け実験報告書やDNA鑑定を検討し、その結果、一般人にもわかる常識的な判断として「合理的疑い」が生じたと判断しているのに対して、高裁決定は、本件の争点がDNA鑑定と味噌漬け実験報告書の信用性の二点のみであると限定的に問題を設定した上で、これらの新証拠の難点を個別にあげつらって論難し証拠価値を個別に否定した上で再審請求棄却の結論を導いていくという手法で一貫しており、新旧証拠を全面的に総合評価することを要求した白鳥、財田川決定で示された規範に真つ向から反している。高裁決定の論理をつらぬくならば、およそ再審請求が認められるためには、新証拠単体で確定判決の事実認定を動搖させなければ再審開始が認められないことになってしまいかねない。

また、高裁決定は、科学的証拠の評価について、再現性や一般の承認などいわゆる科学的証拠の証拠能力に関する一般的基準的なものに言及した上でDNA鑑定の証拠価値を否定しており、一見すると、科学的証拠の取扱いについて正当な判断をしているかのように見えるが（実際に、その

ような評価をしている刑事弁護士も存在している）、高裁決定の論理は、再審請求を棄却するための方便として新証拠として提出された科学的証拠の証拠評価について通常審でも要求されていないような高度な基準を設定している点で結論ありきのダブルスタンダードといわざるを得ない（そもそも、再審請求において請求人側が提示すべきは「疑い」であり新証拠によって何らかの事実を証明することは要求されていないはずである）。

袴田さんは現在八二歳（昭和十一年三月一日生）であり年齢的にも再審無罪判決まで一刻の猶予もない。

今

回、東京高裁は、袴田さんの年齢等を理由に静岡地裁の釈放の判断（拘留の執行停止）は取り消すことはせずに最高裁での特別抗告審の判断に委ねた。再収監を免れたことは不幸中の幸いではあったが、再審開始を取り消し再審を棄却しておきながら拘留の執行停止は取り消さないという東京高裁の判断は欺瞞といわざるを得ない。

弁護士は、五日間という特別抗告期間内に○
○頁近い特別抗告申立書を作り上げ、最高裁に特別抗告を申し立てた。

「おっかさん、まだ最高裁があるー」は八海事件を題材にした映画「真昼の暗黒」の有名な台詞で

あるが、まさに、そんな心境である。
最高裁での闘いは困難を極めるが、あきらめる

わけにはいかない。

今こそ、再審をめぐる理論、運動を総動員し

て、無辜の救済を実現すべく全力を尽くす所存である。

新役員の紹介

二〇一八年六月三日・四日、第四九回定時総会が京都で開催され、新しい役員が選任されました。新役員のあいさつと、退任あいさつを二回にわたって掲載いたします。

新事務局長就任のご挨拶

東京 田村 優介



総会にて北村議長がご用意いただいた特製の日本酒「鬼太郎の志」を引き継いで話をしているところです！

二

〇一八年六月二三、二四日に行われました第四九回総会にて、蟹江前事務局長から引き継ぎまして、弁学会合同部会の事務局長に選任されました、東京の田村優介と申します。

期は新六三期で、ロースクール末習二期生です。学部は東大文学部で、ちょうど二年の時に駒場寮強制執行があり、当時演劇サークルで音響効果をやっており、劇場が隣に建っていたものですから、反対運動や、明渡しの間を間近で見ました。

権力によって強制的に自治と住む場所を同時に奪われる瞬間を見たこと、また教授陣も賛成派と慎重派に分かれていること、反対運動をやっている学生や学生じゃない人たちのバイタリティなどに触れたのが、今となっては自分にいろいろ影響を与えているなと思

います。

将来やりたいことなどはあまり定まっておらず、過労自殺や貧困などの社会問題に漠然と関心があり、社会心理学を専攻していたのですが、ちょうど在学中にロースクール制度が始まり、他学部出身大歓迎、七割合格、との大々的な触れ込みで、それならば弁護士を目指してみよう、と思ったのが進路変更の動機です。

日大ローに進学後、特に青法協と関わることはなく卒業し、司法試験会場でピラを受け取って青法協の活動に初めて触れました。芦部憲法に青法協のことは少し載っていたので名前は知っていたのですが、ピラを読んだの最初の感想は、「『青法協』ってまだあるんだ」でした。

ピラに載っていた学習会に参加してみたところとても刺激になり、絶対に弁護士になろうと決意をし、一度は司法試験不合格でしたが二度目になんとか合格することができ、修習生部会の議長になって七月集会を開き(湯浅誠さんをお呼びし、お話をうかがったのが思い出です)、弁護士となっ

て、修習生委員会などに参加、東京支部事務局長などをさせていただき、今に至ります。

憲

法情勢が緊迫している中で事務局長というところで、執行部からも積極的に活動を出して行きたいですし、みなさんの多彩な活動を下支えする役割も果たしていきたいと思って

新副議長就任にあたって

大阪 西念 京祐



今

期、青法協大阪支部の議長となり、弁学合同部会の副議長をさせて頂くこととなりました。執行部に関わる

のは初めてのことです、お役にたてるか分かりませんが、どうかよろしくお願い致します。

法曹志望者が減少していると言われる中で、法曹となって、人権擁護のために頑張りたいの熱い思いを持った若者達の心に響く活動をしたがい

います。また、私自身が青法協があったからこそ今があるというところが非常に大きく、法曹志望者支援、すなわち「ころざし」を持った法曹志望者を青法協につなぎ、やりたい活動ができるようになってもらうこと」に力を入れたいと思っています。合わせて、「これからのロー스クール制度のあ

それによって自分自身にもよい刺激と緊張感を得られることを期待しています。

私自身、司法試験の論文試験が終わってふらふらしていたときに大学の先輩(中島宏治さん)に誘ってもらって、青法協の例会というものに初めて参加しました。当時、大阪支部では受験生の参加は珍しかったようでしたし、私自身も青法協が何なのかも全然知りませんでした。でも、例会での勉強やその後の懇親会に参加させてもらって、「あー早く受かりたい。受かってこの人達と一緒に弁護団活動をした。」と強く思いました。みんな、とっても意義のあることを、とっても楽しんでるうちに実践されていたからです。この思いが叶ったのか、その年に無事合格しました。

その後、五六期の修習生支部会に参加し、学習会や一月集会の準備、ただの旅行など、短期間でしたが濃い時間を過ごしました。青法協がある修習生活はよかったよと、そういう思いを、率直に伝えたいと思います。あの頃に、色んな議論や語り

り方」についても、執行部で議論をしていきたいと思っています。

能力不足でご迷惑をおかけすることもあるかと思ひ、また皆様にいろいろなお祈り事をすることも多数あると思いますが、これからはばらくの間、なにとぞよろしくお願い致します。

合いをしておくことって、とても大事なことだったなつて今思うよ、ということ。

私

は、とりわけ、弁護団活動というものに魅力を感じており、弁護士になってからも、主に取り組んできたのは薬害事件や公害事件の弁護団活動です。やりすぎているくらいですが、「部活みたいなものだよ、学校生活を振り返って、普段の授業より部活の印象の方が強いでしょ、あんな感じ」と説明しています。

多くの学生や修習生、若手弁護士に、自分が青法協と出会った時の、そしてその後の活動を通じて感じた思いを共感してもらえようになりたいと意気込んでいます。その原点は、やはり楽しそうにやっていることの魅力だと思います。大阪支部総会のあいさつでも、事務局が楽しくやって、若い人をその楽しさに巻き込んでいくことを今期の目標として掲げました。大変なこと、辛いことも含めて、やりがいと楽しさの中でやっていくことが肝要です。

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

◆ ◆

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)
まで、アドレスをお送り下さい。

大阪支部の活動の中心となる毎月の例会を多様なテーマで、充実した内容で、大勢の参加者と共に盛り上げていきたいと思っています。
全国の皆さんとも、楽しくて、意義のある時間を共有しましょう。
よろしくお願い致します。

ロースクール世代として

滋賀 関口 速人

1 志望の動機

私が、弁護士を目指そうと思ったのは、司法制度改革によりロースクール制度が創設され、司法試験合格者数も三〇〇〇人を目指すということを知ったことが一つのきっかけだったように思います。

漠然と弁護士ってかっこいいというイメージでしたが、司法制度改革もあって弁護士という職業が自分の選択肢の一つとして出てきたのは間違いありません。旧司法試験の頃であれば司法試験というものがどういふものかわからず、平凡な私には絶対無理な世界だと初めからあきらめていました。

ロースクールがあったからこそ、私は法曹を

目指して今こうして弁護士として働いているのだと思います。

2 ロースクールの魅力

ロースクールの良いところは、各分野の優秀な教授や実務家教員から専門的で深い授業を受けられる点にあると思います。

私は、選択科目が環境法でしたので、環境法の原点である四大公害についてよく勉強し、水俣病に関しては教授の紹介を受けて水俣学若手研究セミナーに参加して水俣病患者さんの聞き取り調査やフィールドワークに参加させてもらうなど、興味のある点について深く学ぶことができ、このような勉強の機会を提供してくれるのがロースクールの魅力であると

思います。

学部生の間にそこまで深く学ぶということも難しいと思いますし、ロースクールだからこそできることだろうと思っています。

3 ロースクールの問題点

上記に述べたロースクールの魅力ですが、これはロースクール生全員が感じているとは思いません。

なぜなら、ロースクール生は、眼前にある司法試験合格というのが最優先なのであって、司法試験と関係のない科目というのはロースクール生から見れば弊害でしかないのです。私は、ロースクール生のうちにしか体験できないこと、学べないことが多くあると思っていますし、その経験は何より自分が法曹になったときに役立つものだと思いますが、多くのロースクール生はそう感じていないという現実があります。

ロースクールは理論と実務の架橋を理念に作られましたが、ロースクール生からすれば実務のことは実務で勉強するからとりあえず司法試験に合格させてくれというのが正直な意見であり、ロースクールの理念とロースクール生の需要にミスマッチが起きていると思います

ロースクールの実情と 法曹養成

す。例えば、ロースクール生のとときに法曹倫理の授業がありました。これはさすがに実務を何も知らないのに何のためにやってるんだろうと思ったものです。

そして、在学中は、全分野を幅広く反復する勉強は授業の都合上難しく、ある論点は深く勉強してはいるけれど、ある論点は全然フォローできていないということが起きてしまします。

4 金銭的な負担について

私は、家が裕福ではありませんでしたので、大学とロースクール時代に奨学金を借りています。そして七〇期までは貸与制でしたので、そこでも貸与を受けることになりました。

ロースクールを経て法曹を目指そうとすれば、親の金銭的支援等がなければ高額の奨学金という名の借金を背負うということになります。このような状況の中で、弁護士が食えない時代になったと言われるようになってきて、司法試験志望者が激減している状況は必然であろうと思います。

また、貸与制については、国家

の義務を放棄していると思います。司法サーピスを国民に提供するのには国家の義務であり、司法の一翼を担う法曹を育てるのはこれもまた国家の義務であると思います。その法曹養成に対して、国家がお金を出さずに修習生の経済的負担の下に司法修習を実施するのは国家の義務を放棄したものとしか思えません。

私は、司法修習生のときに、法務省法務総合研究所が主催した「法整備支援へのいざない」というイベントに参加しました。その中で、研究所のある教官は、「制度や箱ものだけを作っても意味がない。制度を運用する人材がいるからこそ正しく運用されるのであって、法整備支援ではそこも大事にしている。」ということを言っていました。まさにこれは、日本でいえば司法研修所であり司法修習がこれにあたるわけです。私は、この話を聞いて外国の法整備支援ではできているのになぜ自国では貸与制なのか全く意味がわかりませんでした。

法曹養成は、国家の義務であり、当然に十分な予算措置を講じるべきであって、国民の理解が得られないという理屈の下にこのような制度が平然となされてきたことは国家として本当に恥ずかしいことだと思つと同時に、

我々法曹という存在がそのような程度の存在と思われていたのかと思うと腹立たしい限りです。私は、司法修習中、電車で通っていましたが、一緒に乗っている周りのサラリーマンたちは給料を貰っているのに、私たち修習生は一年間司法修習に専念しているにもかかわらず何らの経済的保障もないのかと思うと本当に屈辱的な気持ちになったことは今でも忘れられません。

5 まとめ

ロースクールと司法試験受験資格を紐づけている限りは、応分の経済的負担は避けられず、予備試験に流れていくという傾向は止まることはないと思います。

ロースクール世代として法曹になった者からすれば、ロースクールは間違いなく魅力のある制度であると思いますが、それは司法試験を目指すための機関とはまた別の存在としてあるべきなのだろうと思います。

拙文ながらお読みいただきありがとうございます。

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎緊急声明

『日本国憲法の改正手続に関する法律』の一部を改正する法律案の国会提出に反対する法律家団体の緊急声明

自由民主党と公明党は、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（以下「改憲手続法」という。）について、二〇一六年の「公選法改正並びもの」として七項目についての改憲手続法改正案を衆議院憲法審査会幹事会で示して国会への提出を目指している。

改憲問題対策法律家六団体連絡会（以下、「六団体連絡会」という。）は、以下の理由から、上記改正案の国会提出に強く反対するものである。

第一に、「公選法改正並び」の七項目についてのみ今国会で改正を急ぐべき理由がないこと

改憲手続法改正案は、名簿の閲覧、在外名簿の登録、共通投票所、期日前投票、洋上投票、繰り延べ投票の七項目で、二〇一六年に成立した公職選挙法改正の内容にそろえて国民「投票環境を向上させる」ためなどと説明されている。しかし、公職選挙法改正に「そろえる」というだけで憲法改正国民投票のあり方についての検討はされておらず、投票環境の後退を招くもの（期日前投票時間の短縮、繰り延べ投票期日の告示期限の短縮）も含まれている。また、今後の公職選挙法改正で導入が検討されている郵便投票の対象の拡

大については見送りとされており、再度の改正が必要になる公算も大きい。

改憲手続法の本質的な問題の議論を一切しないまま、上記七項目のみ今国会で改正を急ぐべき理由（立法事実）は存在しない。

第二に、改憲手続法の本質的な問題点が全く議論されていない中での改正案であること

改憲手続法については、二〇〇七年五月の成立時に参議院で一八項目にわたる附帯決議がなされ、二〇一四年六月の一部改正の際にも衆議院憲法審査会で七項目、参議院憲法審査会で二〇項目もの附帯決議がなされる等、多くの問題点が指摘されている。

日本弁護士連合会も、二〇〇九年二月一八日付け「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」において、①投票方式及び発議方式、②公務員・教育者に対する運動規制、③組織的多数人買収・利害誘導罪の設置、④国民に対する情報提供（広報協議会・公費によるテレビ、ラジオ、新聞の利用・有料意見広告放送のあり方）、⑤参議院国民投票までの期間、⑥最低投票率と「過半数」、⑦国民投票無効訴訟、⑧国会法の改

正部分という八項目の見直しを求めている。また、日本弁護士連合会が本年五月二五日の総会で採択した「憲法九条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」の中で、改憲手続法に関し、特に、国民投票の一日前までのテレビ・ラジオ等における国民投票運動としての有料意見広告放送に何らの規制が加えられていないこと、最低投票率の定めがなされていないことについて、早急な見直しを求めている。

六団体連絡会も、テレビ・ラジオの有料広告問題、公務員・教育者に対する規制の問題、最低投票率の問題は、立憲主義・民主主義の根本に関わる問題であり、国会での慎重かつ抜本的な議論と見直しが不可欠であると考える。

このように、多くの法律家が共通して問題点を指摘し、国会自らも附帯決議により検討を約束している最重要事項の議論を全くしないまま、改憲手続法の改正案を提出することは許されない。

第三に、緊急に求められているのは、民主主義国家の土台の建て直しであること

森友疑惑をめぐる公文書改ざんと公文書毀棄、証拠隠滅、加計疑惑の事実を隠す数々の答弁、自衛隊の「日報」隠し、裁量労働制をめぐる不適切データの使用、財務省事務次官のセクハラ問題など、民主主義

今後の日程

【常任委員会】

- *第2回
2018年 9月14日(金) 東京
- *第3回
2018年11月30日(金)
～12月 1日(土) 福岡
- *第4回
2019年 3月 1日(金)～ 2日(土) 岐阜

【第50回定時総会】

2019年 6月22日(土)～23日(日) 北海道

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

9月 4日(火) 10時～ 青法協本部

【修習生委員会】

8月22日(水) 10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

8月27日(月) 15時～ 青法協本部

国家の基盤を揺るがす事態が相次いでいる。国会に求められているのは、このような政治・行政の腐敗を正し、国民の政治への信頼を回復して、民主主義と立憲主義を建て直すことであり、憲法改正に前のめりになることではない。

六団体連絡会は、憲法を蹂躪し立憲主義を破壊する安倍政権の秘密保護法、安保法制、共謀罪など違憲立法の制定に反対し、自民党の改憲四項目の本質と危険性について警鐘を鳴らし続けてきた。立憲主義の堅持を求め、安倍政権の下での改憲に反対する野党や市民とともに、この間共同の取り組みを続けているものである。

このたびの改憲手続法改正案は、立法事実がなく不

適切であり、安倍首相が目指す今年中の改憲発議を容易にするものではない。

二〇一八年六月四日

以上

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター	代表理事	宮里 邦雄
自由法曹団体	会長	船尾 徹
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議長	北村 栄
日本国際法律家協会	会長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会長	佐々木猛也
日本民主法律家協会	理事長	右崎 正博

編集後記

▼六歳になる娘に「ロープウェイには乗らないよ」と言い含めて、高尾山登山へ行った。娘は初めての登山でも、一号路は舗装されていてつまらないので、途中から四号路に行くことを計画した。▼休日のためか、大勢の人がでていて四号路へ分岐するところまでは人波の中を進んだ。四号路の山道ではすれ違い時など見ている親の方が冷や冷やしたが、娘は臆せずどんどん登っていき、吊り橋も怖がることなく渡りきった。▼そうしてたどり着いた頂上は、原宿かと思うほどの人混みで、山頂のイメージからはほど遠かった。何とかわずかなスペースを見つけて、バーナーでお湯を沸かしてお昼となったが、どこからかやってきた毛虫が大騒ぎ。この日は、幸い晴天で雲がなく、富士山がきれいに見えたのは大収穫で「よく見ておくんだよ」としばし眺めた。帰りに高尾山口の温泉施設で汗を流して帰宅した。▼娘に、どのあたりが楽しかった、と聞くと「お風呂!」。まあ、こんなもんでしょう。

(高木宏行)